

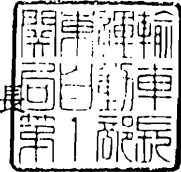


関自旅2第1357号

平成10年5月11日

社団法人 全国個人タクシー協会
関東支部長 殿

関東運輸局自動車第1部長



一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシー事業）
の適正な運営について

個人タクシー事業の免許及び認可に関する審査基準の内、資金計画及び住居・営業所については、平成6年8月25日及び平成7年11月30日付け審査基準の一部改正により基準を緩和し、実施しているところである。

しかしながら、最近、申請者の一部にはこの内容について緩和の趣旨をはき違え、歪曲した解釈により事実と相違する等の所謂虚偽の申請に及ぶ者が多々見受けられる状況にあり、これは適切な事業計画、資金計画の確保に反するとともに適正かつ安定的な事業運営の遂行に支障をきたすものであることから、貴協会においても今後、このような事がないよう充分配意するとともに、下記のことについて傘下事務担当者、申請者等に指導、徹底を図られたい。

記

1. 資金計画について

平成6年8月25日付け審査基準の一部改正において、計画的な資金計画を最小限の範囲において維持させる観点から、自己資金については申請日より常時確保されているものであることとして、従前の「6ヵ月以上前から」という規定を削除した。

この結果、申請者の中には、免許又は認可となった際に直ちに最低限必要となる設備資金及び運転資金に関して、事業開始後に事業計画に基づく適正かつ安定的な事業運営の遂行が必要であることから、適切な計画を有するものであることとの基本的な趣旨を歪曲し、資金計画が計画的なものであることはおろか自己資金であることとの基本的な趣旨の理解までも欠如してしまい、単に申請日及び意見の聴取時点のみにおいて形式上の辻褄合わせをする、基準に合致しない申請及び所謂虚偽の申請に及ぶ者が見受けられる。

以上のようなことから、資金計画については、前述の基本的な趣旨に基づき『自己資金は申請日より常時確保されていること。』が規定されていることを各組合等においても正しく理解するとともに、申請者に対して周知徹底を図られたい。

2. 住居・営業所について

平成7年11月30日付け審査基準の一部改正において、従前の「家族とともに」の規定を削除し、申請する事業区域外に持ち家等があって住居と営業所を分離する特別の事情があり、かつ、住居とは別に事業区域内に適正な営業所が確保され事業が的確に行える場合に限り、特例としてこれを認めることとした（いわゆる会社員の単身赴任と同様の扱いで認めることとした。）。

この結果、申請者の中には個人タクシー事業者の営業所は通常、住居と一体のものであるという観点から、申請する事業区域内に申請日前継続して1年以上家族とともに居住していることが原則であるとの基本的な趣旨を歪曲し、申請人だけが事業区域内の親戚・知人等の自宅の一室を間借りした形にして形式的な営業所とする者や、単に事業区域内の実家に住民登録をして実際には居住していない者等、形式上の辻褄合わせをして、事業区域内に適正な営業所が確保され事業が的確に行える状態にない者の申請が見受けられる。

以上のようなことから、住居・営業所については前述の基本的な趣旨に基づき適正な事業運営の遂行に努めるとともに、今後、以下のことについて報告を求めることとする。

- (1) 前述の状況に該当する申請者及び事業者については、各組合においてその者の営業所に関する契約書、領収書等の確認等によりその実態について把握しておくとともに、定期的に関東運輸局あてに報告することとする。
- (2) (1) の報告は別紙「住居・営業所関係報告書」により、管轄する陸運支局経由で毎年3月に報告することとする。
- (3) 苦情申告等により営業所の確保について疑義が生じた場合は、その者が所属する組合より随時、報告を求めることとする。

住居・営業所関係報告書

(組合名：)

整理 番号	免許（認可） 番 号	事業者名	営業所の所在地	住居の所在地	営業所 契約書 の有無	営業所 領収書 の有無	その他
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							

(注意事項)

1. 「営業所の所在地」欄には、届出をしてある営業所の位置（住所）を記入する。
2. 「住居の所在地」欄には、事業区域外にある事業者本人の持ち家等の住所を記入する。
3. 「その他」欄には、所属組合が独自に行った確認方法等（例えば、住民票・写真等による確認）を記入する。